

平成21年 7月13日 制定 (国空機第 227 号)

平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号)

平成 30 年 12 月 19 日 一部改正 (国空機第 1041 号)

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号)

サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：共同の事業に関する事業場認定の指針

本サーキュラーは、複数の企業が航空機又は装備品の整備等に関する事業を共同で営むに当たり、航空法(昭和27年法律第231号)第20条の認定(同条第1項第3号、第4号及び第7号に係るものに限る。)を受けようとする場合について、その指針を定めるものである。

また、本サーキュラーは、同条に基づく手続き及び基準等の詳細を示すものであり、原則として、関係者は本サーキュラーに従って手続き等を行うことが求められる。

1. 総則

(1) 下記2. の共同の事業について航空法第20条の認定(同条第1項第3号、第4号及び第7号に係るものに限る。)を受けようとする場合であって、下記3. の要件を満足するときには、サーキュラーNo. 2-001「事業場認定に関する一般方針」の規定の適用に当たっては、当該共同の事業に係る事業場の総体について同サーキュラーの基準等への適合性を審査するものとする。

なお、この指針に定めのない事項については、同サーキュラーの規定に従わなければならない。

(2) 航空運送事業者は、この指針に基づき共同の事業を行う場合であっても、当該航空運送事業の用に供する航空機等の整備に関する責務を免れるわけではない。整備業務に関する管理の委託を行う場合を含めて、航空運送事業者として必要な体制を有し、かつ必要な業務を行うものでなければならない。

2. 適用

この規定は、以下の要件に適合する共同の事業に適用する。

- ① 当該共同の事業に参加する企業（以下「構成企業」という。）の範囲が明確であり、かつ当該共同の事業を代表する企業（以下「統括管理企業」という。）が定められていること。
- ② 内部的及び対外的業務執行に係る権限と責任について、一体性・一元性があり、かつ完結していると認められるものであること。
- なお、以下の構成企業から成る共同の事業については、この要件に適合するものとして取り扱う。
- i) 下記 2. ③の特定の航空運送事業者、及び当該特定の航空運送事業者がその財務及び事業の方針の決定を支配する企業
 - ii) 下記 2. ③の特定の航空運送事業者、及び当該特定の航空運送事業者と同じ持株会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する企業
- ③ 当該共同の事業は、特定の航空運送事業者及びその関連航空運送事業者の航空機及びその装備品に係る整備等を行うことを主たる目的とし、かかる事業を行ふものであること。

3. 要件

（1）共同事業契約等の要件

構成企業が締結する共同事業契約その他の約定において、以下の事項が規定されていること。

- ① 当該共同の事業の枠組み（構成企業、統括管理企業及び業務分担）
- ② 当該共同の事業の意思決定機関及び代表者（代表者は統括管理企業でなければならない。）並びに意思決定の手続き
- ③ 構成企業は当該認定に係る業務の管理について統括管理企業にその権限を委任することであること
- ④ 統括管理企業は、上記③に基づき他の構成企業を統括・管理するものであること
- ⑤ 構成企業は、統括管理企業による④の統括・管理に従うものであること
- ⑥ 当該共同の事業の組織及び管理体制
- ⑦ 当該共同の事業の業務執行についての各構成企業及び各組織ごとの権限（及び構成企業間のその委任）並びに責任、手続き等。この場合、統括管理企業が業務の管理について主たる権限及び責任を有することになっていることが必要である。なお、統括管理企業が管理責任を有するからといって、他の構成企業が当該共同の事業の業務執行に係る連帯責任を免れるものではない。
- ⑧ 構成企業が脱退する場合の取扱い

（2）業務管理等の一般要件

- ① 安全に係る管理（品質管理、技術管理等）及び業務実施の方針の徹底を図るため、業務執行管理委員会（委員長は代表者又はこれを直接補佐する者、委員は構成企業の代表者又はこれを直接補佐する者とする。）を置くこと。
- ② 当該共同の事業を代理して「確認」の行為を行うこととなる確認主任者については、以下の要件を満足するものであること。
 - i) 統括管理企業、統括管理企業がその財務及び事業の方針の決定を支配する企業、又は統括管理企業と同じ持株会社がその財務及び事業の方針の決定を支配する企業に置くこととされていること。
 - ii) 統括管理企業が要件に適合するとして指定した場合であってその者が属する企業が職務発令したときに、当該共同の事業の代表者の名において選任することとされていること。

（3）構成企業の要件

- ① 各構成企業は、担当することとされている業務を適切に実施する能力を有するものでなければならない。
- ② 各構成企業は、当該共同の事業に関する意思決定機関が定めた業務規程（附属書がある場合は同附属書を含む）及びこれらを受けて当該意思決定機関又は業務執行管理委員会が定めた業務処理要領に従って整備等に関する業務を行うものであること。
なお、これらに規定のない事項については、常務（業務を営むにつき日々行うべき小事）を除き、当該意思決定機関又は業務執行管理委員会の指示を受けるまでの間、当該意思決定機関の代表者又は業務執行管理委員会委員長の指示に従って実施するものであること。
- ③ 各構成企業は、上記①及び②を把握し管理する責務を免れるものではない。このため、必要となる体制を自ら有するものでなければならない。

（4）統括管理企業の要件

- ① 統括管理企業は、上記2. ② i) の場合には当該特定の航空運送事業者、また上記2. ② ii) の場合には認定に係る業務に関して他の構成企業を指揮管理することを当該持株会社から委任された企業であること。
- ② 他の構成企業を統括・管理するために必要となる組織及び要員を現に有しているものであること。
- ③ 業務の実施を指揮し管理するために必要となる品質管理、技術管理、生産管理、教育訓練管理、監査等の管理体制については、統括管理企業がその主たる体制を有しているものであること。

4. 業務規程

上記3. の要件に対応する具体的な事項を、業務規程に定めること。

5. 手続き

(1) 申請

- ① 申請は、当該共同の事業に係るすべての企業の名において行うこと。ただし、共同事業契約その他の約定において統括管理企業にその権限が委任されている場合には、当該統括管理企業が当該共同の事業の代表者としてこれを行うことができる。
- ② 事業場の名称は、「(統括管理企業名)を統括管理企業とする共同事業体」とし、各構成企業の事業者名も附記することとする。
- ③ 申請は新規の事業場認定の申請として取り扱う。
- ④ 申請書には、共同事業契約その他の約定の写し並びに上記2. の規定及び3. の要件に適合することを示す書類も添付しなければならない。

(2) 認定の取消し等

- ① 統括管理企業に変更があるときには、認定を取り消すものとする。
- ② 構成企業に変更があり品質管理体系等に変更（組織名の変更等の形式的な変更を除く。）が生じると認められるときには、その内容及び程度に応じて、申請に基づく限定の変更又は認定の取消し等を行うものとする。

6. その他

本サーキュラーは、航空運送事業者とその関連企業による共同の事業を念頭に置いて規定しているが、航空運送事業者以外の企業とその関連企業による共同の事業を妨げるものではない。

航空運送事業者以外の企業とその関連企業によって共同の事業を営む場合には、本サーキュラーに定める要件、手続き等を準用するものとする。

附則

1. 本サーキュラーは平成21年7月13日から適用する。
2. 共同事業体に対する認定により、各構成企業が従前に受けていた事業場の認定は廃止の手続きを行うものとする。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（平成30年12月19日）

1. 本サーチュラーは、平成30年12月19日から適用する。

附則（令和4年4月1日）

1. 本サーチュラーは、令和4年4月1日から適用する。

本サーチュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部安全政策課 航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661